

ミツヒロニュース



梅雨の季節です。先日読んだ本に、「古来より伝統医学が重視してきた予防医学が消滅の危機に瀕しており、その状況をとても危惧している。」(順天堂大学大学院教授 白澤卓二氏)

というような記事が書いてありました。

記事を読んで、早期発見・早期治療はもとより病気にならないための予防医療先制医療がとても大切なのではないかと感じました。
光彦 昌史

今月のトピックス

- ◇非上場株式等と上場株式等の損益通算、来年以降不可に
- ◇ふるさと納税
自分の控除上限はいくら？
- ◇イザというとき慌てない
税務調査の基礎知識(38)
「なぜ重加算税を課されたらダメなのか」
- ◇今月のお勧めセミナー
実務講座 経理応用編
「決算書の活用法」
- ◇あとがき
大阪都構想否決

非上場株式等と上場株式等の損益通算、来年以降不可に

Q

私が保有している非上場株式と上場株式を整理していく予定でいます。現状の株価を試算してみたところ、非上場株式は譲渡益が、上場株式は譲渡損が生じそうなので、両者の通算を視野に入れています。今年実行すべきか、あるいは来年実行すべきか悩んでいます。いずれにしろ、これらを通算することが可能であることは間違いありませんか。

A

ご相談のケースの場合、平成28年1月1日以後の譲渡については、非上場株式に係る譲渡益と上場株式に係る譲渡損を通算することはできません。

税制改正の内容

金融所得課税については、税制抜本改革法等において一本化が検討され、その後税制改正がなされています。そのなかで平成25年度税制改正により、平成28年1月1日以後の譲渡については、非上場株式等に係る譲渡所得と上場株式等に係る譲渡所得とを別々の課税制度（他の所得と切り離して課税する分離課税制度）とすることになりました。

中小企業経営者等にとって、この改正は影響が大きいと予想されます。もし通算をお考えであれば、年内の実行をご検討ください。

なお上記の他、平成28年1月1日以後の金融所得課税の体系が大きく変わります。概要は次頁の表のとおりです。

(次頁へつづく)

【平成 28 年 1 月からの金融所得一体課税の主な概要図】

現行（平成 27 年 12 月 31 日まで）		改正後（平成 28 年 1 月 1 日以後）	
利子所得 （源泉分離課税 20%※1）	公社債の利子 公社債投信の収益分配金	利子所得	特定公社債※2の利子 公募公社債投信の収益分配金
非課税所得	下記の譲渡益、譲渡損 ・公社債 ・公社債投信	上場株式等に係る 譲渡所得等※3	下記の譲渡益、譲渡損 ・特定公社債※2 ・公募公社債投信 ・上場株式 ・公募株式投信
株式等に係る 譲渡所得等	下記の譲渡益、譲渡損 ・上場株式 ・非上場株式 ・株式投信	配当所得 （申告分離課税を 選択したもの）	上場株式の配当 公募株式投信の収益分配金
配当所得 （申告分離課税を 選択したもの）	上場株式の配当 公募株式投信の収益分配金	利子所得 （源泉分離課税 20%）	特定公社債以外の公社債の利子（同族会社発行社債に係る一定のもの※4を除く） 私募公社債投信の収益分配
申告分離課税（20%※1） + 損益通算の可能範囲		一般株式等に係る 譲渡所得等※3 （申告分離課税 20%※1、 損益通算はこの 範囲内）	下記の譲渡益、譲渡損等（同族会社発行社債に係る一定のもの※4を除く） ・特定公社債以外の公社債 ・私募公社債投信 ・非上場株式



- ※1 復興特別所得税（2.1%）を除いた、所得税 15% + 住民税 5%。
- ※2 特定公社債は、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成 27 年 12 月 31 日以前発行の公社債（同族会社発行社債を除く）等一定の公社債を指します。
- ※3 株式等に係る譲渡所得等は、上場株式等とそれ以外（一般株式等）に区分し、別々の分離課税制度となります。原則として相互間での通算等はありません。
- ※4 同族会社発行債に係る一定のものは、総合課税となります。

今年の 12 月までの制度です。上場株式で、損を抱えている人は検討されてみてはいかがでしょうか。

ふるさと納税

自分の控除上限はいくら？

ふるさと納税を利用して寄付すれば税金が控除されるのは知っている。でも実際自分が寄付した場合、どれくらいまで税金が控除されるのだろうか — 総務省が4月3日に開設した「ふるさと納税ポータルサイト」では、年収や配偶者、子どもの人数などによって変動する、ふるさと納税をしたときに全額が控除される寄付金額の目安を公表しています。

ふるさと納税制度は、故郷や応援したい自治体に寄付をすると、寄付金額から2,000円の手数料を引いた額が、今自分が住んでいる自治体に納める所得税と住民税から控除される制度。ただし控除される額には限度があり、上限を超えた寄付金額については自己負担となります。

平成27年度税制改正では、今年1月1日からの寄付について、控除上限額が個人住民税所得割額の約1割から約2割に引き上げられました。さらに、4月1日以降の寄付については、給与所得者など確定申告をする必要がない人は、5つまでの自治体への寄付なら確定申告が不要になります。これらの改正を受けて、さらなる利用拡大が見込まれることから、総務省は今回改めて条件ごとに全額が控除される寄付金額の目安をまとめました。

寄付をした場合の控除上限額は、本人の年収のほか、配偶者がいるかいないか、いる場合は配偶者控除の対象となる年収141万円未満かなどによって変動します。また子どもがいる場合、大学生か、高校生か、中学生以下かでも変わってきます。例えば、年収700万円で、専業主婦の配偶者と2人の子ども（大学生と高校生）がいる会社員の場合、全額控除される寄付金額は7万5千円となり、前年までの約2倍となります。

表は、年収や家族構成ごとに全額控除される寄付金額の目安をまとめたものです。給与所得者のケースなので、事業者や年金生活者の場合は異なるので注意が必要です。また寄付額のうち2千円は必ず自己負担となります。ポータルサイトでは、自分の年収や家族構成を記入することで控除上限額を計算してくれるシミュレーションも用意しているので活用していただきたいと思います。

《全額控除されるふるさと納税額の目安》

(単位：万円)

寄付額のうち 2千円は 自己負担分	家族構成				
	独身または 共働き	夫婦 (配偶者控除あり)	共働き 大学生1人	夫婦 高校生1人	夫婦 大学生1人 高校生1人
300万円	3.1	2.3	1.9	1.5	0.4
500万円	6.7	5.9	5.2	4.6	3.3
800万円	14.1	13.1	12.8	12.2	10.9
1,000万円	18.8	17.9	17.6	17	15.7
1,500万円	39.4	38.2	37.8	37.1	35.5
2,500万円	85.8	84.5	84	83.1	81.3

(総務省のデータを基に作成)



イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ 38. 「なぜ重加算税を課されたらダメなのか」

前回から引続き重加算税に関して説明しましょう。

税務調査において「駆け引き＝交渉」はとても重要です。税務調査が長引くのは誰でも嫌ですし、必要以上にモメて得することはありません。

ですが、税務調査において譲れないポイントがあるとすれば、それは重加算税です。なぜなら、重加算税には3つの大きなデメリットがあるからです。

① 35%の重加算税

税務調査で修正申告になった場合、通常10%の加算税が課されます。しかし、重加算税になると、10%ではなく「35%」に税率がはね上がります。つまり、重加算税だと追徴税額が25%増しになるのです。

② 延滞税

延滞税は税金の納付が遅れたという意味合いで、利子と同じ効力をもつものなのですが、実際は計算上1年分のみ課される（特例）ことになっています。しかし、重加算税の場合はこの特例計算ができないため、延滞税が非常に高くなるのです。

③ 以後の税務調査に影響する

重加算税を課されると、それ以降税務調査に入れやすくなります。これは税務署が、過去に重加算税を課した会社や個人事業主をマークしているからに他なりません。重加算税を課されたということは、過去に税金を「わざと誤魔化していた」という事実の認定なので、当然といえば当然かもしれません。

これらのことから、税務調査が早く終わるからといって、安易に重加算税を受け入れるべきではない理由がおわかりいただけたかと思います。

このようなデメリットをきちんと知ったうえで、税務調査に臨んで頂けたらと思います。

参考文献： ■MyKomon ■納税通信 第3368号



今月のお勧めセミナー

第2回 実務講座

経理応用編「決算書の活用法」

決算書から過去と現状の分析を行い、これから先どうすれば良いのか、どのように手を打つべきか、会社の問題点を把握し、決算書を望ましい経営判断と行動に活かしませんか。経理応用編では、決算書の活用法を分かりやすく解説します。是非ご参加ください。

(開催日 6月10日 (水) セミナー概要は、ピンクの案内チラシをご覧ください。)

あとがき

和田です。先日の大阪都構想の住民投票の否決に伴い橋下市長の政界引退が発表されました。何かと物議をかもしだしてはいた方でしたが、何かやらかしてくれるのではないかと期待していただけに、とても残念です。また江田氏は引責辞任をして、沈みそうな船から逃げ出す算段をしようですし、新たに代表になった松野氏は民主党との連携を模索するなど迷走ぶりが半端無いように感じます。船頭も目的も無くした維新の党の先行きが不安でなりません。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp/>

